

浦安市立高洲北小学校 P T A

第 2 0 回 総 会

(書面審議)

議 案 書



審議日 : 令和 7 年 4 月 1 9 日 (土)

浦安市立高洲北小学校 P T A

目 次

1. 目 次	1
2.【議案1】令和 6 年度活動報告について	
令和 6 年度高洲北小学校PTA活動報告	2
令和 6 年度専門部活動報告.....	3～5
令和 6 年度浦安市立小中学校PTA連絡協議会活動報告・・	6
3.【議案2】令和 6 年度会計決算報告及び会計監査について	
令和 6 年度会計決算報告	7
令和 6 年度会計収支報告及び監査報告	8
4.【議案3】令和 7 年度PTA役員について	
令和 7 年度高州北小学校PTA役員(案).....	9
5.【議案4】令和 7 年度活動方針及び活動計画について	
令和 7 年度活動方針及び専門部活動計画	10
令和 7 年度高洲北小学校PTA活動計画	11
6.【議案5】令和 7 年度予算について	
令和 7 年度高州北小学校PTA会計予算(案).....	12
7. 資 料 高洲北小学校PTA会則.....	13～15
高洲北小学校PTA役員免除規程.....	16
慶弔規程及び会費徴収規程.....	17
高洲北小学校PTA組織図.....	18



【議案１】 令和6年度活動報告について

令和6年度 高洲北小学校PTA 活動報告

月	日	活 動 名	内 容
4月	9日	入学式	本部より1名出席（会長）
	20日	PTA総会（書面決議）	令和6年度事業・会計報告 令和7年度役員・計画・予算の承認等
	27日	本部役員顔合わせ	本部役員の顔合わせ、方針説明
5月	25日	運動会	会場設営・受付のお手伝い・スポーツドリンク提供
	27日	浦安市防犯協会通常総会	本部より1名出席（副会長）
6月	22日	おやじの会主催 ドッジボール大会	PTA・おやじの会共催事業
	27日	PTA会費徴収	令和6年度のPTA会費を徴収
7月	11日	防犯団結式	欠席
	27日	おやじの会主催 学校に泊まろう2024	PTA・おやじの会共催事業
8月	－	なし	
9月	－	なし	
10月	19日	キャリア教育	PTA・おやじの会共催事業
11月	23日	おやじの会主催 音楽フェスティバル	PTA・おやじの会共催事業
12月	－	なし	
1月	－	なし	
2月	21日	令和6年度市P連慰労会	学校側より校長先生、教頭先生の2名出席 本部より1名出席（会長）
3月	18日	卒業証書授与式	本部より1名出席（会長）
	25日	修了式・離任式	離任される先生方へ花束を贈呈

令和6年度 校内活動部 活動報告

令和	日付	活 動 名	内 容
6	2024/4/19	校内部LINEグループ作成 諸ファイル作成	校内部役員連絡用LINEグループ作成 担当決め
	2024/5/25	運動会終了後	引継ぎ、自己紹介、担当別LINEグループ作成など
	2024/6/11 ～ 2024/7/14	第1回清掃準備	掃除用具・お茶購入
	2024/7/18	第1回校内ボランティア清掃	前半:保護者が自分の子供のクラスがあるフロアの廊下窓ガラスを拭きました。 後半:保護者が自分の子供のいる教室へ行き、子供の大掃除に合わせて、教室の掃除を手伝いました。
	2024/12/9 ～ 2024/12/18	第2回清掃準備	掃除用具・お茶購入
	2024/7/18	第2回校内ボランティア清掃	前半:保護者が自分の子供のクラスがあるフロアの廊下窓ガラス及びサッシを拭きました。 後半:保護者が自分の子供のいる教室へ行き、子供の大掃除に合わせて、教室の掃除を手伝いました。
7	2025/1/15	名札作成準備	東栄堂にて色紙購入
	2025/2/1 ～	第3回清掃準備	掃除用具・お茶購入
	2025/3/15	名札作成	ホッチキス留め作業、名札を各学級家庭予定数に合わせて仕分けし、教頭先生に引渡し。
	2025/3/15	第3回校内ボランティア清掃	前半:保護者が各フロアのトイレを掃除しました。 後半:保護者が自分の子供のいる教室へ行き、教室の掃除を手伝いました。

令和6年度 校外活動部 活動報告

令和	月 日	活 動 名	内 容
6	2024年06月03日(月)	ポイント立ち実施	登下校時のポイント立ち実施(校外部)
	～ 2025年06月14日(土)		
	2024年08月26日(月)	ポイント立ち実施	登下校時のポイント立ち実施(校外部)
	～ 2024年08月30日(金)		
7	2025年01月06日(月)	ポイント立ち実施	登下校時のポイント立ち実施(校外部)
	～ 2025年01月10日(金)		
	2025年04月07日(月)	ポイント立ち実施	登下校時のポイント立ち実施(校外部)
	～ 2025年04月11日(金)		

令和6年度 学級活動部 活動報告

令和	月	日		内容
6	6	27	PTA会費回収作業	学級部および本部会計にて実施
	10	2	4年生 学年イベント あすチャレ	パラアスリート講師による教育・研修プログラム
	11	26	2年生 学年イベント おなか元気教室	ヤクルト出前授業「おなか元気教室」おなか健康プロジェクト
	11	27	1年生 学年イベント ミニ運動会	借り人競争、玉入れ、〇×ゲーム
	12	6	5年生 学年イベント AED・救命講習	心肺蘇生キットを用いた講習会
	12	17	3年生 学年イベント ふうかし&佃煮作り	ふうかし&佃煮作り、あさり飯
7	2	28	6年生 学年イベント コサージュ作り	卒業式に身に着けるコサージュ作り

令和6年度 浦安市立小中学校PTA連絡協議会 活動報告

年	日付	活動内容	会場
6	5月14日(火)	浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 定期総会(書面決議)☑	
	6月8日(土)	市P連主催 広報セミナー	美浜公民館
	6月8日(土)	第1回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	美浜公民館
	8月14日(水)	浦安市盆踊り大会パトロール	
	8月15日(木)	浦安市盆踊り大会パトロール	
	8月24日(土)	市P連主催 AED講習会	
	8月24日(土)	第2回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	美浜公民館
	9月16日(月)	市P連主催 スポーツ大会	浦安市運動公園
	10月15日(火)	市P連主催 防災セミナー	美浜公民館
	10月15日(火)	第3回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	美浜公民館
	10月19日(土)	第41回 浦安市花火大会パトロール ⇒ 中止	
	12月7日(土)	第4回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	美浜公民館
7	2月1日(土)	市P連主催 防犯セミナー	美浜公民館
	2月1日(土)	第5回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	美浜公民館
	2月21日(金)	浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 慰労会	舞浜駅
	4月5日(土)	浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 部会決め	富岡公民館
	4月5日(土)	第6回 浦安市立小中学校 PTA連絡協議会 運営委員会	富岡公民館

以上を令和6年度の活動報告と致します。

上記、浦安市小中学校PTA連絡協議会活動報告の内容には、

高洲北小学校PTA活動内容は、省略しております。

中止・延期の活動についても次年度の参考資料として表記しております。

【議案 2】2024年度(令和6年度)会計決算報告及び会計監査について

1. 一般会計

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差異	摘 要
会 費	1,446,000	1,466,500	20,500	
前年度繰越金	1,114,524	1,114,524	0	2023年度繰越金
雑収入	10	686	676	銀行利子
合 計	2,560,534	2,581,710	21,176	

支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差異	摘 要
運 営 費	会議費	5,000	0	5,000
	備品費	50,000	29,700	20,300
	消耗品費	50,000	10,090	39,910
	印刷費	200,000	80,370	119,630
	交通・通信費	5,000	0	5,000
	小 計	310,000	120,160	189,840
活 動 費	校内活動費	70,000	30,972	39,028
	校外活動費	15,000	0	15,000
	学級活動費	250,000	141,495	108,505
	PTA活動費	150,000	111,440	38,560
	小 計	485,000	283,907	201,093
行事費	750,000	709,540	40,460	芸術鑑賞会、学校に泊まろう他(おやじの会)
卒業対策費	170,000	164,439	5,561	卒業生記念品(卒業証書ホルダー、クルトガ)
保険料	60,000	42,700	17,300	PTA団体総合補償保険
慶弔費	80,000	48,600	31,400	離任式お花代、PTA会員ご香典
渉外費	70,000	24,880	45,120	浦安市P連会費
記念事業積立金	100,000	100,000	0	記念事業積立金会計へ
予備費	535,534	0	535,534	
合 計	2,560,534	1,494,226	1,066,308	

収支決算

収入総額	2,581,710円
支出総額	1,494,226円
差引合計	1,087,484円 (2025年度へ繰り越し)

2. 記念事業積立会計

年	月	日	項 目	金 額	備 考
令和 6	4	1	前年度残高	949,456 円	
6	4	1	雑収入	4 円	(銀行利子4円)
6	10	1	雑収入	129 円	(銀行利子152円、税金23円)
7	3	24	2024年度積立金	100,000 円	一般会計より
計				1,049,589 円	

2025年3月31日

高洲北小学校 PTA 会 長

野田 真

会 計

野田 雅文

会 計

今井 祥輝

会計監査報告

浦安市立高洲北小学校PTA会則第7条第5項の規定に基づき、会計全般について預金通帳・伝票等必要書類を監査したところ、適正に処理されていたので報告します。

2025年4月6日

高洲北小学校 PTA 会計監査

下井 智博

会計監査

藤平 隆信

【議案3】 令和7年度 PTA役員について

令和7年度 高洲北小学校 PTA役員(案)

本部役員

会 長	－	6年	野田 真		
副会長	会議推進	2年	佐藤 大希		
	市P連	4年	齋藤 俊		
	おやじの会	4年	岡田 悠也		
	防犯	2年	プライス 絵理香		
	広報				
	教職員	教頭	曾根 庄		
書 記	－	2年	久米田 萌	4年 2年	向田 朋子
	－	3年 1年	鈴木 佳代	3年 1年	水野 知里
会 計	－	4年	今井 隆裕	2年	岩見 美穂
会 計	教職員	教諭	藤平 隆信		

専門部

校 内 活 動 部	1年	1組	田中 浩子	2組	大原 智子	3組	山田 加奈江
	2年	1組	春日 倫子	2組	西岡 里奈	3組	上吉原 瞬
	3年	1組	上野 佑香	2組	齋藤 亜希子	3組	川島 絢子
	4年	1組	加藤 早知子	2組	黒坂 枝里子	3組	池田 佑佳
	5年	1組	西山 満和	2組	金子 千晴	3組	柴田 美樹
	6年	1組	田中 明子	2組	佐原 千明	3組	廣田 幹子
校 外 活 動 部	1年	1組	河口 祥子	2組	長谷部 由佳	3組	田島 瞳
	2年	1組	村上 麻衣子	2組	石川 桂子	3組	管 義和
	3年	1組	大南 友美	2組	鈴木 蓉子	3組	中村 恵
	4年	1組	清藤 久美子	2組	松村 泰成	3組	久保田 千尋
	5年	1組	伊藤 里衣	2組	福田 佐智子	3組	岩谷 敬子
	6年	1組	土屋 晴香	2組	木村 淑子	3組	三浦 洋
学 級 活 動 部	1年	1組	池田 景子	2組	村田 由美子	3組	大竹 奈緒美
	2年	1組	眞下 亜美	2組	溝口 えり	3組	山中 舞
	3年	1組	田所 祐輝	2組	杉谷 千絵	3組	川上 哲学
	4年	1組	平田 摩有	2組	岡本 真希	3組	三木 真依
	5年	1組	河畑 智恵	2組	杉山 純子	3組	斉藤 南
	6年	1組	入江 敬子	2組	座小田 麻矢	3組	島田 千絵

会計監査

会計監査	－	3年	時田 雅文
会計監査	教職員	教諭	松本 絢子

【議案４】 令和６年度活動方針及び活動計画について

高洲北小学校 PTA 専門部 活動計画

本年度は、PTA会則第２条に定める「児童の健全な育成」という目的に則り、本校児童のより一層の「安心・安全」のため、家庭・学校・地域社会との連携がより深まるような活動を進めていきます。

そのため、皆様のご意見をうかがいながら、会員間はもとより、地域の方々との「横のつながり」を意識した活動を進めていきたいと思ひます。

	前期	後期
校内活動部	校内ボランティア清掃 活動内容の企画	校内ボランティア清掃 保護者向けイベントの実施 保護者用名札の作成
校外活動部	子ども見守り隊プレート協力依頼と配布 登下校時のポイント立ち当番表作成	子ども見守り隊プレート協力依頼と配布 登下校時のポイント立ち当番表作成
学級活動部	PTA会費の回収・集計 学年イベントの企画・運営 クラスの会計監査	学年イベントの企画・運営 クラスの会計監査

令和7年度 高洲北小学校PTA活動計画(案)

	活 動 名	内 容
4月	PTA総会(書面決議)	事業報告、決算報告 活動計画、予算、役員の承認等
5月	運営委員会・専門部会の開催	今後の活動計画について ・運営委員会 ・校内活動部 ・校外活動部 ・学級活動部
	運動会	会場設営、来賓受付、会場片付け
6月	PTA会費徴収	会費徴収
	おやじの会共催イベント	ドッジボール大会(高洲小と対抗戦)
7月	校内ボランティア清掃	校内のお掃除お手伝い
	おやじの会共催イベント	学校に泊まろう
9月	市P連スポーツ大会	男子ソフト、女子ソフト、女子トリム、混合トリム
10月	音楽フェスティバル	おやじの会と共催
11月	キャリア教育	おやじの会と共催
12月	校内ボランティア清掃	校内のお掃除お手伝い
	芸術鑑賞会	学校と共催
2月	高洲地区小中学校交流会	高洲中学校部活動紹介イベント
3月	校内ボランティア清掃	校内のお掃除お手伝い

【議案 5】2025年度(令和7年度)予算について

2025年度(令和7年度)高洲北小学校PTA会計予算

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	摘 要
会 費	1,482,000円	250円×12ヵ月×(466世帯+28教職員) ※1
前年度繰越金	1,087,484円	2024年度繰越金
雑収入	10円	銀行利子等
合 計	2,569,494円	

※1 2025/4/1時点の世帯数・教職員数(県費教職員数)から算出

支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	摘 要
運 営 費	会議費	5,000円 会議用諸経費
	備品費	50,000円 PTA運営備品の購入・防災備蓄品等
	消耗品費	50,000円 事務用品代等
	印刷費	200,000円 印刷機リース代・インク代・広報誌代等
	交通・通信費	5,000円 交通費・通信費
	小 計	310,000円
活 動 費	校内活動費	70,000円 PTA名札・茶話会代等
	校外活動費	15,000円 ファイル代等
	学級活動費	250,000円 250円×(児童数+教職員)等
	PTA活動費	150,000円 スポーツ大会補助金等
	小 計	485,000円
行事費		750,000円 芸術鑑賞会代等
卒業対策費		180,000円 卒業証書ファイル、記念品代等
保険料		60,000円 PTA活動保険
慶弔費		80,000円 規程第2・3条による支出等
渉外費		70,000円 市P連会費等
記念事業積立金		100,000円 年度予算の5%以内を別会計に積立てる
予備費		534,494円
合 計		2,569,494円

浦安市立高洲北小学校 P T A 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、浦安市立高洲北小学校 P T A と称し、事務所を高洲北小学校に置きます。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、会員の相互理解・信頼構築を図り、また、会員と地域社会が連携して、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

(方針)

第3条 本会は、ゆたかな教育を目指す自主団体として活動し、特定の政党や宗教に偏る事なく、また、営利行為は行いません。
本会は、学校の人事及び管理には干渉しません。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するための活動を行います。

(会員)

第5条 本会の会員は、高洲北小学校に在学する児童の保護者と教職員とします。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名以上（うち教頭 1 名）
- (3) 書 記 2 名以上
- (4) 会 計 3 名（うち教職員 1 名）
- (5) 会計監査 2 名（うち教職員 1 名）

2 役員の任期は1年とし、次年度役員が決定するまで任務を引き継ぐこととしますが、再任は妨げません。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。
- (3) 書記は、庶務をつかさどり、記録や通知その他書類の作成保管にあたりま
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づき、会計事務一切を行います。
- (5) 会計監査は、本会の会計監査を行い、総会において監査結果を報告します。

(役員の選出)

第8条 役員は、総会に諮って決定します。

- 2 役員に途中欠員が生じた場合、運営委員会において協議し、残任期間について欠員の補充をすることができます。ただし、会長に欠員が生じた場合については、副会長のいずれかが残任期間を代行することとします。
- 3 役員の選考にあたっては、必要に応じて役員選考委員会を設置することができます。

(学校長)

第9条 学校長は必要に応じて会議に出席し、本会と学校運営上の調整などについて意見を述べるすることができます。

(組織)

第10条 本会は次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 専門部
- (5) 学級会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とします。

- 2 総会は、年1回会長が召集します。ただし、運営委員会が必要と認めたときには臨時に開くことができます。
- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立します。
- 4 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決定します。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 5 総会では、次の事項を審議します。
 - (1) 活動報告及び決算
 - (2) 活動計画及び予算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、本部役員会と各専門部の部長及び副部長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として当該年度の活動方針・計画に則って日常的な議案の審議、承認を行います。

- 2 運営委員会は原則として月1回会長が召集します。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議します。
 - (1) 総会で決議された事項の運営
 - (2) 本部役員会、各専門部より提出された議案の審議及び連絡調整
 - (3) 規程及び細則の制定・改廃
 - (4) その他必要事項の議決及び処理

(本部役員会)

第13条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、必要に応じて会長が召集します。

2 本部役員会は、運営委員会に必要な事項を協議・調整します。

(専門部)

第14条 本会の活動を充実させるために次の専門部を置きます。

(1) 校内活動部

(2) 校外活動部

(3) 学級活動部

2 専門部は、クラス役員により構成されます。

3 専門部に部長1名、副部長1名、書記2名を置きます。

4 専門部の細則は運営委員会において決定します。

5 運営委員会において必要と認めた場合、別に専門部を置くことができます。

(学級会)

第15条 学級会は、各学級ごとに保護者と担任で構成され、高洲北小学校PTAの基盤とします。

2 学級会に、クラス役員3名を置きます。

(会計)

第16条 本会の運営に要する経費は、会費とその他の収入をもってあてます。

2 会費は一世帯月額250円とし、教職員も同額とします。

3 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

4 支出予算は、当該支出予算等に定める目的の他には使用できません。

5 ただし当該支出予算作成後に生じた事由に基づき、本会の運営上必要である場合は、運営委員会の承認を受けて目的外の支出を行うことができます。

(浦安市青少年補導員)

第17条 青少年の非行防止と健全育成を図る目的として活動しています。

2 PTAとは別の外部委員となります。

3 小、中、高教員、PTA会員(各校1名)、関係団体代表(青少年相談員、子ども会、民生委員等から計8名)、民間有識者が委託されています。

4 期間は、7月1日より翌年6月30日までとします。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は細則として運営委員会の議決を経て別に定めることができます。

附 則

この会則は、平成18年 7月22日から施行します。

附 則

この会則は、平成19年 4月28日から施行します。

(第15条クラス役員の定数改正)

附 則

この会則は、平成20年 4月26日から施行します。

(第6条役員の定数改正)

附 則

この会則は、平成24年 4月21日から施行します。

(第2条目的及び第12条運営委員会の改正)

附 則

この会則は、令和 3年 4月24日から施行します。

(第16条支出予算作成後の支出について改正)

浦安市立高洲北小学校 P T A 役員免除規程

第1条 この規程は、高洲北小学校 P T A（以下「本校 P T A」という。）の本部役員並びにクラス役員（以下「役員」という。）の選出にあたり、経験者並びにやむを得ない事情がある会員等の選出免除に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条 本校 P T A の本部役員並びにクラス役員を経験した会員及び外部役員を経験した会員の役員選出免除期間は、下記のとおりとします。

- (1) 本校 P T A の本部役員を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (2) 本校 P T A の専門部の部長及び副部長を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (3) 青少年補導員など、本校 P T A の推薦により外部組織の委員となった場合、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (4) 本校 P T A のクラス役員（専門部の部長及び副部長となった者を除く）を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。

ただし、一児童につき一回とし、兄弟姉妹がいる場合は、翌年であっても選考対象となります。

＊前項で言う経験とは、原則として一年間、その職を努めた場合をいいます。

第3条 やむを得ない事情があり、会長が適当と認める場合は、その事由が解消されるまでの間、役員選出の選考対象から除外されることができます。

ただし、やむを得ない事情とは下記の事例などをいいます。

- (1) 入院・加療などの予定がある。
- (2) 慢性的な疾患で、活動が困難である。
- (3) 出産予定である。
- (4) 年度途中で転出することが決まっている。
- (5) その他、会長が役員選出が適当でないと認める場合。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮って決定します。

附 則 この規程は、平成 22 年 11 月 5 日から施行します。

（経過措置）

この規程が施行される前に本校 P T A の役員を経験した会員については、本規程の適用を受けるものとします。

ただし、適用される免除期間の基準日は、その経験した役員の任期終了日とします。

浦安市立高洲北小学校 P T A 慶弔規程

第1条 この規程は、浦安市立高洲北小学校 P T A（会員並びに児童）の慶弔に関する事項を定めます。

第2条 この規程による慶弔金の区分及び金額は別表のとおりとします。

第3条 この規程に定めのない事項で、必要と認められる場合は、会長及び副会長において決定し、次回の運営委員会に報告することとします。

第4条 この規程を改正する場合、運営委員会の決議を必要とします。

附 則 この規程は、平成18年7月22日から施行します。

別 表

種 別	該 当 者	金 額	備 考
結婚	教職員	5,000円	
出産	教職員	5,000円	
死亡	会員・児童	10,000円	
	教職員の配偶者及び子	5,000円	
	教職員の実父母	5,000円	

浦安市立高洲北小学校 P T A 会費徴収規程

第1条 この規程は、浦安市立高洲北小学校 P T Aの会費徴収に関する事項を定めます。

第2条 会費は一世帯あたり月額250円とし、年度分を一括徴収します。

第3条 年度途中の転入転出の場合は次のとおりとします。

(1) 転入の場合は、転入の翌月より年度末までの分を徴収します。

(2) 転出の場合は、転出の翌月より年度末までの分を返還します。

第4条 会費は、会員からの申し出があった場合、運営委員会の承認により減免することができます。

第5条 この規程を改正する場合、運営委員会の決議を必要とします。

附 則 この規程は、平成18年7月22日から施行します。

高洲北小学校 P T A 組織図

